

たくさんのご寄付ありがとうございます

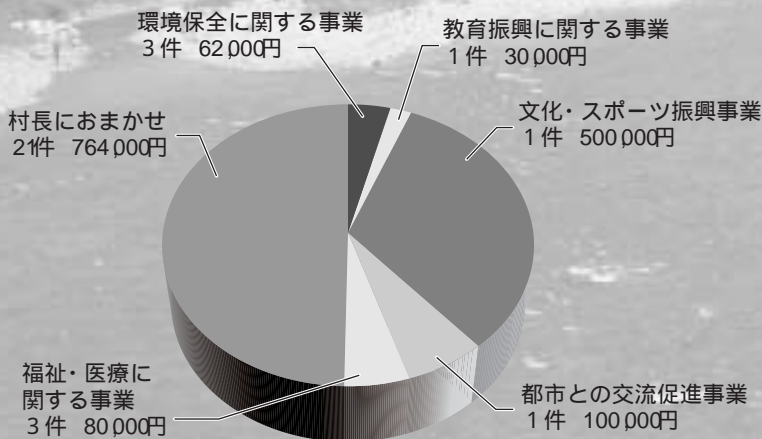
# 「関川村ふるさと応援基金」

平成22年度実績

地域別の寄附状況

地域種別	寄附件数	寄附金額	割合
県内	5件	732,000円	47.7%
新潟市	5件	732,000円	47.7%
関東	24件	734,000円	47.8%
神奈川県	6件	105,000円	6.8%
東京都	9件	523,000円	34.0%
埼玉県	3件	40,000円	2.6%
栃木県	1件	50,000円	3.3%
群馬県	1件	6,000円	0.4%
千葉県	1件	10,000円	0.7%
甲信	1件	50,000円	3.2%
山梨県	1件	50,000円	3.2%
中部	2件	20,000円	1.3%
愛知県	2件	20,000円	1.3%
合計	29件	1,536,000円	100.0%

用途別の寄附状況



寄附件数と用途件数が合致しないのは、用途種別の申し込みが複数のためです。

平成二十年度から始まった「関川村ふるさと応援基金（ふるさと納税）」に、毎年大勢の皆さまからご寄附をいただき、本当にありがとうございます。

平成二十二年度は二十九件、総額百五十三万六千円のご寄附をいただきました。

ご寄附をいただいた皆様のお気持ちに感謝し、むらづくりに活用させていただきます。これからも関川村の魅力を高められるよう頑張っていきますので、今後とも関川村に対するご支援をよろしく願います。

\*平成二十二年度の実績を地域別の寄附状況と用途別の寄附状況にまとめてみました。

## 300万円を学校備品の購入に活用させていただきます

「教育振興事業」と「村長におまかせ」にご寄附いただいた寄附金を活用させていただき、関川小・関川中学校で不足している備品を購入させていただくことにしました。購入後に改めて報告します。

### 寄附の方法

郵便・FAX・電子メール・電話のいずれかで申し込みください。寄附金の納入は皆様のお手元へ書類が届いてからになります。

納入方法については、次のいずれかになります。

- ・郵便振替
- ・村指定金融機関への振込み
- ・現金書留
- ・役場へ直接持参

寄附金を納入した後

皆様からの入金確認後、領

収書を発行します。

領収書は寄附金控除の対象

となります。

### 問い合わせ・申し込み先

〒959-3292  
 新潟県岩船郡関川村大字下関912  
 関川村役場総務課企画財政班  
 TEL 0254-64-1476 FAX 0254-64-0079  
 E-mail somu@vill.sekikawa.niigata.jp  
 \*ふるさと納税制度は、村のホームページでも詳しくご覧いただけます。  
<http://www.vill.sekikawa.niigata.jp/>

# 「後期高齢者医療制度」のお知らせ

## Vol.2 保険料を忘れずに納めましょう

後期高齢者医療制度は、加入者一人ひとりから保険料を納めていただき、ケガや病気になった方などを高齢者の方を含めた社会全体で支えている制度です。

皆さんから納めていただく保険料は、皆さんがケガや病気をしたときの医療費などを支払うための大切な財源となります。

これからも健全な医療保険制度を維持していくためにも、保険料は期限内に納めましょう。



### どうしても保険料の納付が困難な場合には...

現在の状況をお聞きし、それぞれの事情に合った納付計画と一緒に考えていきますので、納付が困難な場合には役場住民福祉課にお早めにご相談ください。

火災や災害、所得の著しい減少など、特別な事情により保険料の納付が困難なときは、申請により保険料の徴収の猶予や減免を受けられる場合がありますので、お早めに役場住民福祉課の窓口にご相談ください。

なお、東日本大震災により被災され、新潟県内に転入された方は、被災状況に応じて保険料の減免が受けられる場合があります。

### 保険料の納付には口座振替をご利用ください

#### 保険料を納付書で納めている方【普通徴収】

納付書で納めている方は、口座振替にすると保険料の納め忘れの心配や、納期のたびに金融機関に行く必要がなくなり大変便利です。

口座振替への手続きは、金融機関窓口にお申し込みください。

【口座振替への  
手続きに必要なもの】  
振替口座の預金通帳  
通帳のお届け印  
保険証

#### 保険料を年金から納めている方【特別徴収】

年金から納めている方でも、手続きにより年金からの納付が中止され、口座振替による納付に変更することができます。

口座振替に変更する場合は、役場住民福祉課へご相談ください。

ご家族の口座からの納付に変更した場合、社会保険料控除は、実際にご負担した方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税の税額に影響が生じる場合がありますので、十分ご注意ください。